ハ　クレジット・デフォルト・スワップについては、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

リスク・ポジション＝想定元本額×残存期間

三　支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

イ　金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支払

ロ　互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

2　ヘッジ・セットは、次の各号に従って設けるものとする。

一　個別リスクの低い負債性商品（政府債のうち適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―2又は1―3であるもの、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社の発行した債券等のうち第三十四条又は第三十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である債券等をいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（個別リスクの低い負債性商品に該当しない債券等をいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分した上で、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のいずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二　個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に個別リスクの低い負債性商品がない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参照資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三　負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは、同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次に掲げるものである場合は、それぞれに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。

イ　株式　同一の発行体ごと又はインデックスごと

ロ　貴金属　同一の貴金属ごと又はインデックスごと

ハ　電力　二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

ニ　コモディティ（貴金属及び電力を除く。）　同一のコモディティごと又はインデックスごと

四　外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。